建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則の一部を改正する省令

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成二十八年国土交通省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄にこれに対応するものを改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改　正　後

様式第三十三（第二十三条第一項関係）（日本産業規格Ａ列４番）

（第一面）

（略）

【申請の対象とする範囲】

□建築物全体

□建築物全体（建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項が記載されたものに限る。）

□複合建築物の非住宅部分

□複合建築物の住宅部分

（略）

（第三面）

建築物エネルギー消費性能向上計画

１．新築等をしようとする建築物の位置、延べ面積、構造、設備及び用途並びに敷地面積に関する事項

〔建築物に関する事項〕

【１．地名地番】～【６．建築物の用途】　（略）

【７．建築物の住戸の数】

戸

【８．工事種別】・【９．住宅部分の床面積】　（略）

【10．令和４年改正基準省令附則第３項又は第４項の適用の有無】

□有（竣工年月日　　年　　月　　日　竣工）

□無

【11．建築物の構造及び設備の概要】～【14．住宅部分の床面積】　（略）

【15．建築物のエネルギー消費性能】

【イ．非住宅建築物】

（外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項）

□基準省令第10条第１号イ(1)の基準

年間熱負荷係数　　ＭＪ／（㎡・年）

（基準値　　ＭＪ／（㎡・年））

ＢＰＩ（　　）

□基準省令第10条第１号イ(2)の基準

年間熱負荷係数　　ＭＪ／（㎡・年）

（基準値　　ＭＪ／（㎡・年））

ＢＰＩ（　　）

改　正　前

様式第三十三（第二十三条第一項関係）（日本産業規格Ａ列４番）

（第一面）

（略）

【申請の対象とする範囲】

□建築物全体

□建築物全体（建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項が記載されたものに限る。）

□建築物の一部（住戸の部分）

□建築物の一部（非住宅部分）

（略）

（第三面）

建築物エネルギー消費性能向上計画

１．新築等をしようとする建築物の位置、延べ面積、構造、設備及び用途並びに敷地面積に関する事項

〔建築物に関する事項〕

【１．地名地番】～【６．建築物の用途】　（略）

【７．建築物の住戸の数】

建築物全体　　戸

認定申請対象住戸　　戸

【８．工事種別】・【９．住宅部分の床面積】　（略）

【10．基準省令附則第３条又は第４条の適用の有無】

□有（竣工年月日　　年　　月　　日　竣工）

□無

【11．建築物の構造及び設備の概要】～【14．住宅部分の床面積】　（略）

【15．建築物のエネルギー消費性能】

【イ．非住宅建築物】

（外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項）

□基準省令第10条第１号イ(1)の基準

年間熱負荷係数　　ＭＪ／（㎡・年）

（基準値　　ＭＪ／（㎡・年））

ＢＰＩ（　　）

□基準省令第10条第１号イ(2)の基準

年間熱負荷係数　　ＭＪ／（㎡・年）

（基準値　　ＭＪ／（㎡・年））